

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 松伏町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	6	14,000	7	14,000	0	0
1	80	キシレン	1	6	28,000	4	28,000	0	0
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	6	2,300	12	2,300	0	0
1	240	スチレン	1	6	32,000	3	32,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	6	9,300	8	9,300	0	0
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1	6	1,600	14	1,600	0	0
1	300	トルエン	4	1	129,300	1	129,300	0	0
1	405	ほう素化合物	1	6	2,000	13	2,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	6	8,800	10	8,800	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	6	15,000	6	15,000	0	0
3	21	硝酸	2	4	8,900	9	8,900	0	0
3	35	メタノール	3	2	5,000	11	5,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	3	2	46,600	2	46,600	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	4	24,200	5	24,200	0	0
		合計	—	—	327,000	—	327,000	0	0

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。